

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年6月15日)

〔件 名〕

- 1 スペース・サイエンス・ワールド星取県の開催について
(環境立県推進課)・・・2
- 2 鳥取県における温室効果ガス削減に向けた取組方針について
(脱炭素社会推進課)・・・3
- 3 夏山登山シーズンの開始について
(緑豊かな自然課、西部総合事務所環境建築局)・・・4
- 4 山陰海岸ジオパーク推進協議会の新会長の就任について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・11
- 5 建築関係団体との災害時における被災住宅の修繕等に関する協定の締結に
ついて
(住まいまちづくり課)・・・12
- 6 鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会の設立について
(水環境保全課)・・・14
- 7 鳥取県海水浴場整備連絡会議の開催概要等について
(水環境保全課)・・・15
- 8 令和3年度ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃の実施結果について
(水環境保全課)・・・20
- 9 鳥取県立大山駐車場指定管理者審査要項(案)及び審査スケジュールの概要等
について
(西部総合事務所県民福祉局)・・・21
- 10 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課)・・・23

生活環境部

スペース・サイエンス・ワールド星取県の開催について

令和3年6月15日
環境立県推進課

惑星探査機はやぶさ2が小惑星リュウグウ近傍のミッションを完遂し、昨年12月6日、地球へのサンプルリターンに成功した。今年6月から、岡山大学惑星物質研究所（三朝町）でサンプルの解析が始まる。

これを機に、はやぶさ2プロジェクトマネジャー・津田雄一氏をはじめとした宇宙科学の第一人者によるオンライン講演等「スペース・サイエンス・ワールド星取県」を開催し、「星取県」を発信する。

なお、本講演は、今年1月31日の実施を新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等により延期したもので、この度改めてオンラインのみで行うものである。

1 日時 令和3年7月4日（日）午後1時30分から午後4時30分まで（予定）

2 視聴方法

(1) YouTubeによる無観客ライブ配信（事前申込不要。どなたでも視聴可）。

(2) 配信アドレスその他詳細は、次のホームページ等で随時御案内する。

<https://s-s-world.jp>

3 内容

時間	内容
午後1時30分	開会・挨拶
午後1時40分～ 午後2時40分	■基調講演 「はやぶさ2ミッション成功への軌跡」 小惑星の地下物質採取など数々の世界初の快挙を成し遂げ、地球帰還を果たしたはやぶさ2。飽くなきチャレンジ精神でミッションを成功に導いた津田プロジェクトマネジャーから、その軌跡をお話いただく。
午後2時50分～ 午後4時30分	■宇宙科学セッション「フロンティア精神が拓く未来」 はやぶさ2がリュウグウから持ち帰ったサンプルの紹介や最新の研究経過、月・火星等の探査や資源活用など、世界トップレベルの科学者たちが今後の宇宙開発の夢や展望を語り合う。

4 出演者

氏名	役職	主なプロフィール
津田 雄一	はやぶさ2プロジェクトマネジャー JAXA宇宙科学研究所教授	2015年、はやぶさ2プロジェクトマネジャーに就任。小惑星リュウグウの地下物質採取など、世界初となる数々の快挙の立役者となる。専門は誘導航法制御、太陽系探査、宇宙機システム。JAXAでは「M-Vロケット」の開発、はやぶさの運用、世界初の宇宙ヨット「イカロス」のサブチームリーダー等も務めた。
稲谷 芳文	JAXA宇宙科学研究所参与	JAXA入所後、副所長などを歴任し、再使用ロケット実験機の開発等をリード。「はやぶさ」カプセルの開発を主導し、小惑星イトカワからのサンプル回収を成功させた。一般大衆の宇宙旅行や太陽発電衛星の実現など、将来の宇宙利用についても積極的な提唱を行っている。
土井 隆雄	京都大学大学院総合生存学館特定教授 宇宙飛行士	1997年、スペースシャトル「コロンビア号」に搭乗し、日本人初の船外活動を行う。2008年「エンデバー号」に搭乗してロボットアームを操作し、日本初の有人宇宙施設「きぼう」日本実験棟船内保管室を国際宇宙ステーションに取り付けた。現在、京都大学特定教授として有人宇宙活動を担う高い専門性を持つ人材育成に尽力。
中村 栄三	岡山大学自然生命科学支援センター特任教授	専門は地球惑星物質化学。三朝町にある岡山大学惑星物質研究所で構築した地球惑星物質総合解析システム（CASTEM）を用い、「はやぶさ」が持ち帰った微粒子の初期分析をチームリーダーとして実施。「はやぶさ2」が持ち帰ったサンプルの初期総合解析も担う。

5 その他

7月3日（土）から4日（日）まで、はやぶさ2実物大模型の展示等を「NPO法人養生の郷」が関金都市交流センター（倉吉市関金町関金宿1139）で行う予定である。

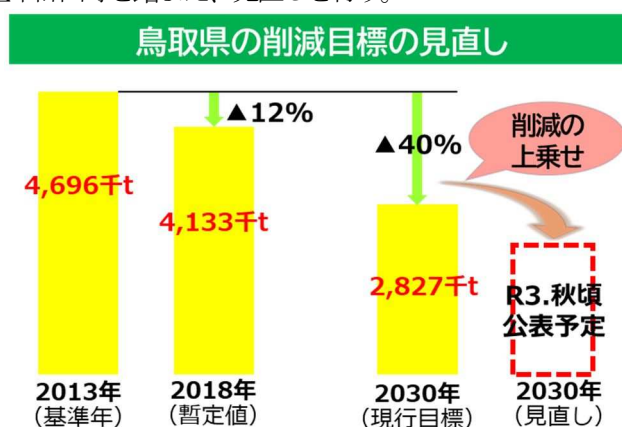
国の新たな2030年度の温室効果ガス削減目標などを踏まえ、本県の削減目標の見直しに向けた検討を進めることについて、その概要を報告する。

1 国の動向

- 菅首相は、令和2年10月の2050年カーボンニュートラル宣言に続き、令和3年4月の気候変動サミットにおいて、2030年度温室効果ガス削減目標の大幅な引き上げ（2013年度比▲26%⇒▲46%）を発表した。
- これらを踏まえ、国においては、脱炭素に関する地域の先行事例をブラッシュアップし、全国展開を目指す地域脱炭素ロードマップの策定のほか、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標と統合的な電源構成等を盛り込む次期エネルギー基本計画の改定（今夏予定）等に向けた議論が進められている。

2 鳥取県の2030年度温室効果ガス削減目標の見直し

- 令和3年度第1回鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部会議（6/3開催）において、喫緊の課題となっている脱炭素社会の実現に向けて重点的に取り組むことを決定した。
- 本県が、2050年カーボンニュートラルといった長期ビジョンを見据えて令和2年3月に掲げた2030年度温室効果ガス削減目標▲40%（2013年度比）について、国が発表した新たな削減目標▲46%（2013年度比）及び今夏改定予定の次期エネルギー基本計画等を踏まえ、見直しを行う。



3 温室効果ガス削減対策の強化

削減目標の見直し（上乗せ）に向けて、温室効果ガス削減対策の更なる加速化を進める。

【温室効果ガス削減対策の強化の方向性】

[エネルギー消費削減の加速化]

- ・住宅・公共施設等の高断熱化・ZEH/ZEB^{※1}化促進
- ・ESG経営^{※2}への取組促進による企業価値の向上 等

[再生可能エネルギー導入の加速化]

- ・太陽光発電の最大限導入（屋根置き自家発電等）
- ・小水力などを活用した再エネの地産地消 等

[吸収源対策の加速化]

- ・皆伐再造林整備や建築物への木材利用の促進 等

[共通基盤の整備]

- ・デジタル技術を活用した生産性・効率性の向上
- ・脱炭素実現に向けた新たな産業や技術等の創出 等

※1 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビルディングの略。断熱化による省エネと太陽光発電などの創エネにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅・建物。

※2 企業が長期的な成長を遂げるために必要な3つの要素（環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)）を重視する考え方を実践する経営。

4 今後の予定

次期エネルギー基本計画や環境審議会の有識者意見等を踏まえ、本年度秋を目途に削減目標を見直すとともに、温室効果ガス削減対策を一層加速させるため、先行的な事例の県内各地への展開に向けた取組等を進める。

[スケジュール（予定）]

- 秋頃
- ・鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部会議において削減目標の見直し案を検討
 - ・環境審議会、とっとり環境イニシアティブ県民会議等において意見交換
 - ・常任委員会において削減目標の見直し案について報告

- 冬頃
- ・地球温暖化対策計画(国)の改正を受けた令和新时代とっとり環境イニシアティブプランの改正（削減目標の見直し等）に向けたパブリックコメントの実施
 - ・令和新时代とっとり環境イニシアティブプランの改正…新たな削減目標の決定

<参考>鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部

令和3年4月、SDGsの推進において喫緊の課題である温室効果ガス削減について、部局横断で取組を加速化するため、「鳥取県SDGs推進本部」（令和2年4月設置）と「温室効果ガス削減戦略会議」（令和2年11月設置）を「鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部」に再編し、事務局を新設した。（事務局長：令和新时代創造本部長）

夏山登山シーズンの開始について

令和3年6月15日
緑豊かな自然課
西部総合事務所環境建築局

夏山登山シーズンが始まり、県内の山々に登山に訪れる方が増加することを見据え、昨年策定した「登山における新型コロナウイルス感染拡大防止対策例」（以下「登山ガイドライン」という。）について、感染力の強い変異株が全国で猛威を振るっている現在の状況を踏まえて改正したので報告する。
また、昨年度実施を延期した大山入山協力金実証事業を大山頂上避難小屋等で開始したので報告する。

1 登山ガイドラインの改正（令和3年5月20日改正）

（1）主な改正内容

- ・グループ登山は5名以内の少人数で行う。
- ・1つの「密」でも感染しやすくなっており、今までよりも格段に注意する。
- ・混雑時など人と人との距離が近い場合は、登山中や休憩時であっても熱中症に注意しながらマスクを正しく着用する。
- ・避難小屋などに入る前には必ず手指消毒を行い、屋内ではマスクを着用し他の人との距離を取り適宜窓を開放し換気を行う。
（大山頂上避難小屋では5月25日に足踏式アルコールスタンドを2箇所設置済）
- ・トイレの順番待ちの際にもできるだけ間隔をとる。

（2）対策例の周知方法

- ・登山口、休憩ポイント、県ホームページなどに掲示している。

2 大山登山における新型コロナウイルス感染拡大防止対策例の策定

（令和3年5月21日 鳥取県西部総合事務所策定）

登山者が増加するシーズンを迎えるにあたり、安全・安心な登山となるよう今シーズンの大山登山におけるガイドラインを策定した。

5月20日付けで改正した登山ガイドラインの内容に加え、地元関係者の意見を踏まえ、県として新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言区域等との県境を越えた移動を原則控えるよう県ホームページ等で呼び掛けている旨を併せて周知している。また、昨シーズンに引き続き登りと下りのルートに分け通行を分散することにより、密集や密接の回避を図っている。

【地元関係者の主な意見】

〔登山関係〕

- ・5月の連休では登山道や大山頂上避難小屋で登山者が集中し渋滞したことから、大山頂上避難小屋等での感染防止対策の徹底が必要である。
- ・鳥取・島根両県以外の県外者の登山自粛をガイドライン等への明記を強く要望する。

〔旅館関係〕

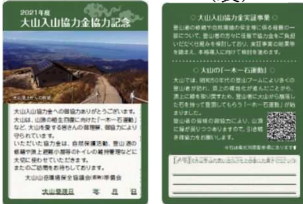

- ・感染力の強い変異株が全国的に急拡大している状況では、鳥取・島根両県以外の感染流行地域等との県境を越えた移動を控えることを明記するのはやむを得ない。

3 大山入山協力金実証事業の開始

- (1) 期 間 6月4日(金)～10月31日(日)
- (2) 対象者 登山者(中学生以下の児童・生徒、国有林又は登山道の管理者、工事業者、神事等の伝統行事の執行者、山岳パトロールやボランティア活動を行う者、その他公務で入山する者は免除)



(3) 実施方法

区分	随時支払	定額支払
金 額	大山登山1回につき500円 (500円を超える額も可)	登山回数に関わらず年に1回3,000円 (年間複数回登る方の負担軽減のため)
收受方法	募金箱(大山頂上避難小屋内及び大山ナショナルパークセンター1階に設置)	・大山頂上避難小屋売店 ・大山ナショナルパークセンター窓口
返 礼 品	記念カード(1回につき1枚) ・募金箱横に設置し、希望者が自ら取得 (表) (裏)  (写真の異なる5パターンを作成)	梨の木キーホルダー 

4 大山夏山登山道における携帯トイレキットの販売開始

大山夏山登山道の美化を目的に、携帯トイレキットの普及を図るため、平成30年度から試行的に六合目避難小屋に県が無償で携帯トイレキットを備え付けていた。制度の本格実施を見据え、試行開始から4年目となる今年度から自動販売機による販売を開始した。

- (1) 販売場所
六合目避難小屋携帯トイレブース内
(簡易便座とトイレトーパーは備付け)
- (2) 販売価格
300円/個(100円硬貨のみ使用可能)
- (3) 販売期間
6月4日(金)～11月3日(水)
- (4) その他
使用した携帯トイレキットは、使用者が「持ち帰り可燃ごみ等として処分」、又は「登山口近くの回収ボックスまで運搬」する。



登山における新型コロナウイルス感染拡大防止対策例

令和2年5月28日
(令和3年5月20日改正)
鳥取県緑豊かな自然課

感染力の強い変異株が全国で猛威を振るっており、県内でも感染が頻発しています。感染拡大を防ぐため、登山やトレッキングにおいて、登山の行動場面ごとに新型コロナウイルスに感染するおそれがあるリスクを分析し、登山者本人が実施する対策例を整理しました。皆さまの状況や実情に合わせながら、安心して快適な登山となるよう実践してください。

《防止対策》

■体調不良時の登山は控えましょう

- ・登山者本人が登山前に体調不良を事前に把握することが重要です。
- ・発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合は、無理せず、登山を中止しましょう。

■登山の前に万全な準備をしましょう

- ・間隔の確保などでいつもより時間がかかる場合があります。
- ・感染防止に向けて、マスク・アルコールジェル・ティッシュ・ビニール袋等を準備しましょう。
- ・グループ登山は5名以内の少人数で行いましょう。

■密閉、密集、密接を避けましょう

- ・1つの「密」でも感染しやすくなっていますので、今までよりも格段に注意しましょう。

①換気の悪い ②多数が集まる ③間近で会話や
密閉空間 密集場所 発声をする
密接場面

■歩行時は2メートル以上の間隔をとりましょう

- ・前後の人との適度な距離(間隔)をとり、密な状態とならないようにしましょう。



■渋滞とならないよう譲り合いましょう

■混雑時など人と人との距離が近い場合は、登山中や休憩時であっても熱中症に注意しながらマスクを正しく着用しましょう。

■避難小屋などに入る前には必ず手指消毒を行い、屋内ではマスクをし他の人との距離を取り適宜窓を開放し換気を行いましょう

■トイレ使用前後は、消毒液で手指や触れた箇所などを消毒しましょう

- ・順番待ちの際にも、できるだけ間隔をとりましょう。

登山における感染拡大防止対策のポイント

1 登山前

- 体調がよくない場合は、登山を見合わせましょう。
 - ▶登山者本人が登山前に体調不良を事前に把握することが重要です。発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合は、無理をせず、登山を中止しましょう。
- 登山の前に万全の準備をしましょう。
 - ▶フィジカルディスタンスの確保に配慮する登山には時間がかかります。余裕のある行程を組みましょう。
- グループ登山は、5名以内の少人数（注1）で行きましょう。
（注1）山岳四団体「登山・スポーツライミング活動ガイドライン」参照
- 感染防止に向けて、マスク、アルコールジェル、ティッシュ、ビニール袋などを準備しましょう。
 - ▶感染防止のため携行すべき準備品です。事前の準備が大切です。
- 登山前にトイレは済ませましょう。

2 登山・下山時

- 歩行時は、前後の人との適度な距離（間隔）をとり、密な状態とにならないようにしましょう。
 - ▶風上でくしゃみをしたら飛散していきます。人と人との距離は2m以上を目安に余裕のある距離を保ちましょう。
また、登りの連続など負荷が高い運動の場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離をあける必要があります。
- 前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、斜め後方に位置をとりましょう。
- 歩行中、唾や痰をはくことはやめましょう。
- 渋滞を避けるため、譲り合いましょう。
- 混雑時など人と人との距離が近い場合は、登山中や休憩時であっても熱中症に注意しながらマスクを正しく着用しましょう。
- 声をだしてのあいさつは、控えましょう。
 - ▶会釈でも気持ちは十分伝わります。

3 休憩時

- 避難小屋などに入る前には必ず手指消毒を行い、屋内ではマスクをし他の人との距離を取り適宜窓を開放し換気を行いましょ。
- 大声での発声、近距離での会話を避けましょ。
- 飲食時には会話は控え、飲食中以外はマスクを正しく着用ましょ。
- 飲食前、トイレ使用後の手洗いが難しい場合は、アルコール等で手指消毒を行いましょ。
- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、各自が持ち帰りましょ。
- タオルの共用はしないよう、各自が準備ましょ。

4 トイレ使用时

- トイレ使用前後、手指や触れた箇所を消毒ましょ。
- 洋式トイレでは蓋を閉めて汚物を流ましょ。
- 携帯トイレの使用時は、使用方法をよく確認し、適切に使用ましょ。
 - ▶慌てないよう、使用方法を確実に覚えておましょ。
- 携帯トイレの使用済トイレキットは、持ち帰るか所定の回収ボックスに処理ましょ。

5 下山後

- 手洗いや洗顔ましょ。

【参考資料】山岳医療救助機構「登山再開に向けた知識～登山実践編」(<https://sangakui.jp>)

大山登山における新型コロナウイルス感染拡大防止対策例

令和3年5月21日
鳥取県西部総合事務所

感染力の非常に強い変異型などの新型コロナウイルスが全国的に感染急拡大している状況を踏まえ、大山への登山者が増加するシーズンを迎えるにあたり、安全・安心な登山となるよう新型コロナウイルスの感染拡大防止対策例を策定し、関係機関と連携して登山者への周知・徹底を図っています。

鳥取県では「緊急事態宣言地域」・「まん延防止等重点措置地域」及び県で定める「感染流行嚴重警戒地域(V)」・「感染流行警戒地域(IV)」等との県境を越えた移動は原則控えるよう呼び掛けています。

(詳細については、とりネット「新型コロナウイルス感染症特設サイト」を参照してください。)

URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>

■体調不良時の登山は控えましょう

- ・発熱・咳。咽頭痛などの症状がある場合は、無理せず登山を中止しましょう。

■登山の前に万全な準備をしましょう

- ・感染防止に向けて、マスク・アルコールジェル・ティッシュ・ビニール袋等を準備しましょう。

■グループ登山は5名以内少人数で行いましょう

■密閉、密集、密接を避けましょう

- ・一つの「密」でも感染しやすくなっていますので、従来よりも格段に注意しましょう。

■歩行時は2メートル以上の間隔をとりましょう

- ・前後の人との適度な距離（間隔）をとり、密な状態にならないようにしましょう。

■登山中と飲食シーン以外は、マスクを正しく着用しましょう

- ・混雑時など人と人との距離が近い場合は、登山中や休憩時であっても熱中症に注意しながらマスクを着用しましょう。

■避難小屋など屋内に入る前には必ず手指消毒を行い、他の人との距離を取り、適宜窓を開放し換気を行いましょう

■トイレ使用前後は、消毒液で手指や触れた箇所などを消毒しましょう

- ・順番待ちの際は、できるだけ間隔をとりましょう。

■登山道及び山頂等での密集を回避

- ・登山道を登りと下りに分け、通行を分散し密集や密接を避けましょう。

●参考●【大山登山 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について】



登り：夏山登山口～行者分かれ～石室分かれ（下）～頂上
 下り：頂上～石室経由～石室分かれ（下）～行者分かれ～元谷～大山寺

大山入山協力金への協力をお願い

【実証事業実施中】

大山には、年間約6万人が登山に訪れています。

大山の山岳環境を維持するため、登山道・木道の補修や自然環境の保全などを、地元の方々の協力を得て、主に公費により行っていますが、持続可能な大山の保全と利用を目指して、受益者負担制度の検討を進めています。

現在、登山者のみなさまに任意で協力金を御負担いただく実証事業を行っています。

趣旨に御賛同いただける方は協力金への御協力をお願いします。

※いただいた協力金は、自然保護活動や登山道等の環境整備等にさせていただきます。

【金額】 大山登山1回につき **500円**

(500円を超える額も可)

※1年に複数回登る方で、まとめて3,000円をお支払いされる方は、窓口にお申し出ください。

【窓口】大山頂上避難小屋売店

大山ナショナルパークセンター1階窓口

【返礼品】 協力金を入れていただいた方は、

返礼品(1回につき1枚)

をお持ちください。

【期間】 令和3年6月4日(金)

～令和3年10月31日(日)

※中学生以下の児童・生徒、国有林又は登山道の管理者、工事業者、神事等の伝統行事の執行者、山岳パトロールやボランティア活動のために登山を行う方、その他公務で入山する方は免除されます。

大山に登った日や
思い出をメモして
旅の記念に!



3,000円お支払いいただくと
「梨の木キーホルダー」
がもらえます。



〔大山の維持・管理に必要な経費〕

登山者の皆様に安全、快適に大山に登っていただくため、登山道の補修や避難小屋の管理、修繕を行っており、年間約400万円(平成29年度～令和元年度の3か年平均)の経費がかかっています。(その他、頂上トイレ汚泥キャリアダウンや頂上保全作業など多くのボランティア活動が行われています。)

(例)登山道：木道ロープ支柱・浅木等購入、登山道の点検・補修 等

頂上、6合目避難小屋：便所清掃委託、浄化槽等管理委託、ポンプ等修繕 等

【お問い合わせ】

大山山岳環境保全協議会(仮称)協議会事務局 (鳥取県生活環境部緑豊かな自然課)

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

TEL: 0857-26-7199 FAX: 0857-26-7561 電子メール: midori-shizen@pref.tottori.lg.jp

山陰海岸ジオパーク推進協議会の新会長の就任について

令和3年6月15日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」）の新会長に関貫 久仁郎（かんぬき くにお）豊岡市長が就任されたので報告する。

1 就任の経緯

(1) 推進協議会の中貝前会長(前豊岡市長)が、4月25日の市長選の結果を受け4月30日に会長を退任された。

(2) 5月1日に関貫氏が豊岡市長に就任され、同時に、推進協議会の規約により前会長の任期まで推進協議会の会長職に就任されることとなった。

※協議会規約(抜粋)

役員が、その団体内の役職を改選又は異動などにより交替した場合は、その後任を役員とし、任期は前任者の残任期間とする。

(3) 5月19日の推進協議会の幹事会において、新会長に関貫豊岡市長が選出された。

(4) 5月末までの書面表決による推進協議会の総会において、新会長に関貫豊岡市長とすることが承認された。(任期2年)

※協議会規約(抜粋)

会長及び副会長並びに幹事長、幹事長代理は、幹事の互選で選出し、総会の承認を受ける。

2 新会長のプロフィール ※豊岡市ホームページより

(1) 氏名 関貫 久仁郎（かんぬき くにお）氏（豊岡市長）

(2) 年齢 64歳（令和3年6月15日現在）

(3) 住所 豊岡市

(4) 職歴 コナミ工業(株)社員(ゲームソフト会社)、(株)情報システム管理社員(産業ロボットソフト開発会社)、(株)ピージェイ代表 (IT関連会社)、豊岡市議会議員（平成21年11月～令和3年3月、豊岡市議会副議長：平成27年11月～平成28年11月、豊岡市議会議長：平成30年11月～令和2年11月）

3 新会長の就任挨拶 ※推進協のニュースレター(令和3年6月発行)より

山陰海岸ジオパーク推進協議会会長に就任しました、豊岡市長の関貫久仁郎です。重大な職務を与えてくださった皆様のご期待に応えるべく、推進協議会の運営に全力を注ぎます。

今年度は日本ジオパーク委員会による審査事前確認が実施され、来年度は世界審査が予定されています。山陰海岸ジオパーク関係者の皆様におかれましては、ユネスコ世界ジオパークネットワーク加盟再認定と地域の持続可能性を高めるため、今後とも連携をとりつつ、ジオパーク活動にご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<参考>

ユネスコ世界ジオパークの再認定に係る今後のスケジュール（想定）

時 期	内 容
令和3年 7～8月	日本ジオパークの事前確認（現地調査）
9月	日本ジオパークの評価、助言
令和4年 5～8月	ユネスコ世界ジオパークの再認定審査（現地審査）
9月	ユネスコ世界ジオパークの再認定の可否決定

建築関係団体との災害時における被災住宅の修繕等に関する協定の締結について

令和3年6月15日

住まいまちづくり課

鳥取県と建築関係団体との間で、「災害時における被災住宅の修繕等に関する協定」を締結したので、その概要を報告する。

1 協定の概要

(1) 協定の背景・目的

- 令和元年10月に国が応急修理制度の対象を一部損壊まで拡大したことを受け、令和2年3月に鳥取県被災者住宅再建等支援制度では一部損壊への支援について応急修理制度の利用を基本とするよう改正した。
- この制度改正の検討過程において、市町村から事務手続きの簡素化と被災住宅の修理が円滑に進むような体制整備を求める意見が挙がったことを受け、令和2年度から大規模災害時に備え、被災住宅の応急修理の体制整備について建築関係団体と協議を重ねてきた。
- この度、被災住宅の応急修理の体制について建築関係団体と合意ができ、市町村の賛同も得られたことから協定の締結に至った。

(2) 主な協定内容

- ①災害時の住宅修理相談窓口（住宅修理・相談支援センター）の設置及び運営
- ②被災により雨水侵入の恐れがある住宅の応急措置（ブルーシート掛け）
- ③修繕業者リストの作成・県外業者の招致支援
- ④被災住宅の現地確認及び修繕業者の斡旋等に関する連絡調整

(3) 被災住宅の修理体制

円滑な住宅修理に向けた取組	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害時の住宅修理相談窓口（住宅修理・相談支援センター）の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業協会支部に窓口を開設し、相談員（平時から住宅相談窓口を行う全国住宅産業地域活性化協議会が派遣）を配置し、電話、オンラインで相談内容を受付 ・相談内容に応じて建築関係団体の担当者が修理相談、現地確認、修繕業者の手配を実施 ② 修繕業者リストの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・団体会員を中心とした修繕業者リストを作成し、災害発生時は実際に対応が可能な業者を確認した上で修繕対応業者リスト作成し、窓口、市町村等に配備 ③ 県外業者の招致 <ul style="list-style-type: none"> ・県内業者のみで対応が難しい場合には県外業者を招致する体制を整備 ④ ブルーシート掛けの体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口でブルーシート掛けの依頼を受付、団体会員がブルーシート掛けを行う職人を派遣（ブルーシートは県、市町村が備蓄するものを使用） ・災害ボランティアセンターには土嚢製作を担ってもらうなど役割を分担
事務手続きの簡素化	<ol style="list-style-type: none"> ① 見積書標準様式の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・国制度と県制度を1つの見積書で一括して申請できる県独自様式を作成 ② オンラインによる住宅修理の相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインで住宅修理の相談ができるアプリ開発の検討

2 協定調印式

(1) 日 時 令和3年6月1日（火）午後1時から1時30分まで

(2) 場 所 とりぎん文化会館第2会議室（鳥取市尚徳町）

(3) 出席者	（一社）鳥取県建設業協会会長	由宇 正実
	（一社）鳥取県建築技能近代化協会会長	池田 勝美
	（一社）鳥取県木造住宅推進協議会会長	聲高 昌可
	鳥取県左官業協同組合理事長	福谷 直美
	鳥取県瓦工事業組合理事長	清水 雅文
	鳥取県板金工業組合理事長	山根 実
	（一社）鳥取県電業協会会長	岡本 安量
	（一社）鳥取県管工事業協会会長	荒川 恵
	（一社）全国住宅産業地域活性化協議会理事	谷野 利宏
	鳥取県知事	平井 伸治



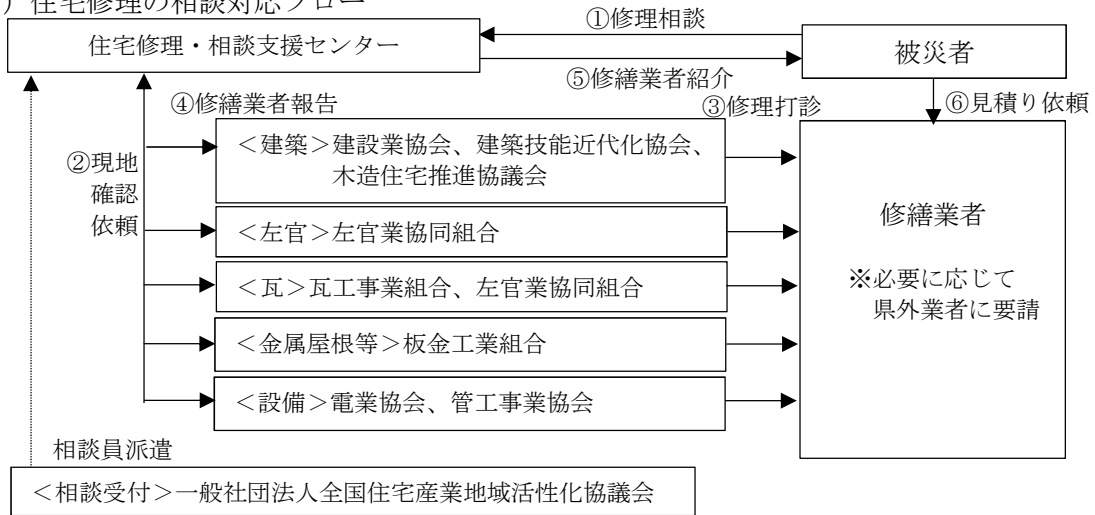
3 今後のスケジュール

令和3年8月 各団体から団体担当者名簿及び修繕業者リストの提出

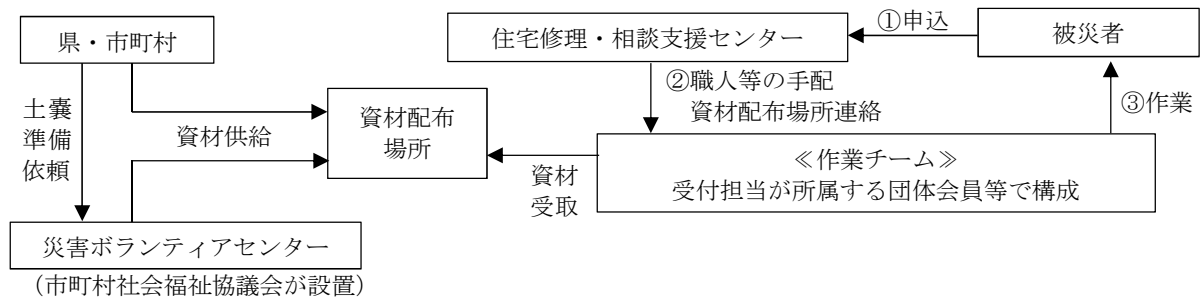
9～11月 災害訓練（見積書作成、ブルーシート掛け研修等）の実施

4 災害発生時の対応フロー

(1) 住宅修理の相談対応フロー



(2) ブルーシート掛けの対応フロー



鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会の設立について

令和3年6月15日

水環境保全課

浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進を図るため、浄化槽に係る民間団体、検査機関及び行政で構成する鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会を設立したので、その概要を報告する。

<協議会設立に至った経緯>

令和2年4月1日に改正浄化槽法が施行され、県及び市町村は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織できることが規定された。本県においても、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進し、浄化槽の管理の向上を図るため、関係者間で課題を共有し、解決する方策を話し合う場が必要との意見で一致したため、新たに協議会を設立することとした。

1 協議会の概要

- (1) 名称 鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会
- (2) 目的 浄化槽の整備及び適正な維持管理に関して必要な協議を行い、浄化槽を含む生活排水処理施設の適正な処理促進を図ることによって鳥取県の豊かな自然や水環境を守る。
- (3) 所掌事務 次に掲げる事項について必要な協議を行う。
 - ・浄化槽管理者等への支援に関する事項
 - ・浄化槽の整備及び適正な維持管理に関する事項
 - ・特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する事項 等
- (4) 組織 [会長：公立鳥取環境大学 戸荻准教授 副会長：鳥取県くらしの安心局 遠藤局長]

分野	委員
有識者	公立鳥取環境大学戸荻准教授、(一社)鳥取県浄化槽協会早瀬相談役
民間団体	(一社)鳥取県浄化槽協会(大川会長、岡村清掃部会長、西村保守点検部会長、高田施工部会長)
指定検査機関	(公財)鳥取県保健事業団(森脇常務理事、安藤環境事業部長)
浄化槽管理者	尾西委員(公募委員)
行政機関	くらしの安心局長、各総合事務所環境建築局長、鳥取市下水道部長、権限移譲市町及び南部町の担当部課長
事務局	県水環境保全課

(5) 部会

部会名	協議事項
浄化槽台帳に関する検討部会	浄化槽の維持管理向上に利活用できる台帳を整備するため、正確な浄化槽情報の把握、台帳のシステム化、関係者間の情報共有といった課題について協議。
保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会	浄化槽の維持管理向上を図るため、浄化槽管理者等の負担軽減、啓発活動、不適正管理の浄化槽に対する行政指導の改善、特定既存単独処理浄化槽に対する措置について協議。

2 設立総会の概要

- (1) 日時及び場所 令和3年6月3日(木)午前10時から正午まで(新日本海新聞社中部本社ホール)
- (2) 出席者 35名
- (3) 議事
 - ア 協議事項 協議会の設立、会長及び副会長の選任、部会の設置
 - イ 報告事項 昨年度開催した部会準備会の協議概要
 - ウ 意見交換 合併処理浄化槽転換促進に係る県補助金及び部会準備会の協議内容に係る意見交換
- (4) 出席委員の主な意見等

- ・台帳の整備は、現状との不突合の解消、関係者間で台帳を共有する場合の個人情報の取扱い、変更等の情報の把握と更新が課題であり、先進県を参考としながらステップを踏んでいく必要がある。
- ・公共浄化槽の整備や個人の浄化槽を市町村へ寄付採納して市町村が維持管理している取組は、保守点検や清掃の実施率、法定検査受検率向上の方策として有効である。
- ・県補助金制度が拡充されるのであれば市町としてはありがたい。

3 今後の予定

今年度は、浄化槽台帳のシステム化、合併処理浄化槽転換促進に係る県補助金の見直し、特定既存単独処理浄化槽判定の県版ガイドラインの作成を重点協議項目とし、次のとおり開催する予定としている。

- ・協議会(全体会) 2回開催(第2回：令和3年11月頃、第3回：令和4年1～2月頃)
- ・部会 年度内にそれぞれ2回以上開催

鳥取県海水浴場整備連絡会議の開催概要等について

令和3年6月15日
水環境保全課

海水浴シーズンを迎え、近県において緊急事態宣言の発令や感染力が高い変異株が広がる等、感染しやすい状況となっていることを踏まえ、新型コロナウイルス対策の強化を含む海水浴場の安全対策等について協議するため、鳥取県海水浴場整備連絡会議を開催したので、その概要を報告する。

- 1 日時等 令和3年6月11日（金） 午後1時30分～2時10分 WEB会議
- 2 参加者 37名（海水浴場開設者、鳥取市・米子市・岩美町・湯梨浜町、海上保安署、県関係機関 等）
- 3 議題 海水浴場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（以下「県版ガイドライン」という。）の改正、現地確認・助言等協力体制の確認、水難事故における安全対策等、意見交換

4 概要

以下の内容について、参加者で確認等を行った。

(1) 県版ガイドラインの改正（令和3年6月2日改正）

新型コロナウイルス感染対策の強化について理解が得られた。

【主な改正内容】

- ・1つの密でも感染するリスクがあるため、密閉・密集・密接の回避について今までよりも格段に注意する。
- ・海水浴場に向かう行程（サービスエリアや観光施設・店舗等）でもマスクを着用するほか、フィジカルディスタンス（2メートル）を確保すること等について、ホームページで周知する。
- ・砂浜においてもフィジカルディスタンスを確保し、大声での会話を控えるよう注意書きを掲示する。

(2) 海水浴場の現地確認・助言等の協力体制

- ・県（総合事務所環境建築局）と市町が連携して、開設前及び開設中に海水浴場に出向き、県版ガイドラインに基づくチェックリストによる点検や指導を行う。

(3) 安全対策等

- ・来場者が特定の海水浴場に集中しないよう、県観光連盟ホームページに県下の全開設者（観光協会等）のホームページリンクを貼付け、海水浴場の開設状況等を広報する。
- ・夜間や遊泳禁止日等監視員が不在となる場合の緊急連絡先や連絡方法を明示した看板を設置するほか、地震や津波が発生した際には、より高いところへ避難するよう呼びかける。

(4) 開設者等の主な取組

開設者等から、現在検討されている感染対策や安全対策の取組について説明があった。

【主な取組内容】

- ・従業員は、こまめな手洗い、手指消毒やマスクの着用を徹底する。
- ・場内アナウンスや監視員の巡視による声かけにより、フィジカルディスタンスの確保を徹底する。
- ・駐車場で密にならないよう、駐車枠の間隔を広く設定する。
- ・金銭授受による接触を減らすため、電子マネー等のキャッシュレス決済を導入する。
- ・遊泳区域外・海水浴場未開設の区域で泳ぐ人が増えることも想定されるため、市町と管理者等にて遊泳禁止等の看板を設置するとともに、海上保安部及び警察本部が連携して見回りを強化する。

5 海水浴場の水質調査結果及び開設状況

市町	海水浴場	開設者 (中止箇所は以前の開設者)	水質判定結果 (5/11～14)	開設等の意向・開設期間 (6/11時点)
鳥取市	鳥取砂丘海水浴場	(株) サンドヒルズ商事	適 (AA)	中止
	賀露みなと海水浴場	賀露みなと観光協会	適 (AA)	中止
	小沢見海水浴場	小沢見観光協会	適 (AA)	7月18日～8月22日
	白兎海水浴場	白兎観光協会	—	中止
米子市	皆生温泉海水浴場	米子市観光協会	適 (AA)	7月16日～8月22日
岩美町	東浜海水浴場	東浜観光協会	適 (AA)	7月10日～8月22日
	牧谷海水浴場	牧谷自治会	適 (AA)	7月24日～8月22日
	浦富海水浴場	浦富観光協会	適 (AA)	7月10日～8月22日
湯梨浜町	ハワイ海水浴場	ハワイ海水浴場組合	適 (A)	7月16日～8月16日
	うの海水浴場	宇野ふるさとポスト	—	中止
琴浦町	八橋海水浴場	やばせ振興魁の会	—	中止
5市町	11カ所	11事業者		開設6、中止5

※水質調査は開設中も行う。

～鳥取型「新しい生活様式」実践向け～

海水浴場における

新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

令和2年6月17日作成
(令和3年6月2日更新)
鳥取県水環境保全課

感染力の強い変異株が全国で猛威を振るっており、県内でも感染が頻発しています。1つの「密」でも感染しやすくなっていますので、今までもより格段に注意する必要があります。

感染拡大を防ぐため、海水浴場を運営において、海水浴場におけるサービス等の場面ごとに発生するおそれがある感染リスクへの対策例を整理しました。

皆さんの施設の状況や実情等にあわせて実践してください。

人名救助等の緊急時には、救命行動を優先してください(大声を出す、他人との接触等)。

※ この対策例は最新の情報に基づき適宜更新していきます。

飲食時の感染予防対策を徹底しましょう

- ◆ 飲食の場等で感染が拡大しています。
- ◆ 飲食の場面でも、密閉、密集、密接を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のパーティションの設置、マスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染予防対策協賛店への参加

県版や業界ガイドラインを基に感染予防対策に取り組む事業者を、ステッカーの掲示や県HP(とりネット)に掲載して利用者にお知らせしています。

※協賛店の事業者の皆様は、

- ①協賛店の証であるステッカー
- ②感染予防対策協賛店実施内容を利用者の見やすい場所に掲示しましょう。

※ 随時募集中です。まだの事業者は是非、参加しましょう。



新型コロナ安心対策認証店制度

新型コロナ対策について自ら取り組む事業所を対象に、県が審査し認証を与える「認証事業所制度」を設けています。

新型コロナ対策で安全とおもてなしにつながる事業所へ、認証取得を県がサポートします。詳しくは、県庁くらしの安心推進課までご相談ください。



問合わせ先
新型コロナ克服くらしの
安心相談・応援窓口

東部	県庁くらしの安心推進課	☎0857-26-7982
中部	中部総合事務所環境建築局	☎0858-23-3982
西部	西部ワンストップセンター	☎0859-31-9637

海水浴場の運営場面ごとの感染拡大予防対策

1 お客様への周知

○海水浴場利用に関して、お客様に以下の内容をホームページ等で周知しましょう。

- 出発前に体温を測定し、37.5度以上の熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は、来場を延期する等、来場を控えましょう。
- 緊急事態宣言地域や感染拡大地域等からの県境をまたぐ移動については、県からのメッセージ等を確認し、慎重に判断しましょう。
- 海水浴場に向かう途中や帰宅途中の行程（サービスエリアや観光施設・店舗等）でも、マスクの着用、人と人との距離（フィジカルディスタンス）の確保、手指消毒の徹底を行いましょ。
- 1つの「密」でも感染しやすくなっていますので、密閉・密集・密接の回避について、今までよりも格段に注意しましょう。

2 事前準備

○従業員に出勤前に体温を測定させ、次の症状がある従業員は自宅待機させましょう。

- 37.5度以上の熱がある。
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
- 咳、痰、胸部に不快感がある。
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。
- 嗅覚・味覚に異常を感じる。
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある。

○開場に備えて窓を開けるなど、更衣室、シャワー室、休憩所などの十分な換気をしましょう。

▶空気を入れ替えることが重要です。窓がない場合は換気扇、扇風機なども活用しましょう。

○ドアノブ、手すり、自動販売機のボタンや取り出し口、ロッカーの扉やカギ、テーブル、椅子の背もたれ等の多くのお客様が触れる部分は入念に拭き取り清掃、消毒しましょう。

○休憩所受付には、お客様と従業員の直接の対面を避けるためにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置しましょう。

▶飛沫感染を防止することが重要です。お客様と従業員がともにマスクを着用し、咳エチケットを実践していれば遮蔽対策は必須ではありません。

○海水浴利用者数の事前把握に努め、ホームページに公開する等をして、1カ所の海水浴場に利用者が偏らないようにしましょう。

▶宿泊施設を通じて宿泊の海水浴利用者の事前把握に努めましょう。

▶【事例】市町や観光協会等のホームページにより混雑日時等を周知する。

▶【事例】宿泊施設から利用者に、混雑時間の事前アナウンスをする。

○海水浴場内のお客様の目につきやすいところ（例：例：海水浴場入り口、トイレ、休憩所）に注意喚起ポスター等を掲示し、来場者への注意喚起を行いましょ。

▶【事例】厚生労働省が提供している接続確認アプリ（COCOA）のインストールを呼びかける。

▶【事例】発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様には利用を自粛する。

▶【事例】屋外であっても、人と人との距離（フィジカルディスタンス）が確保できない場合は、熱中症に注意しつつ、マスクを着用する。

▶【事例】食事をする場合は、密閉、密集、密接を避け、会話は控える。

○ハンドドライヤーの使用及び共用タオルの設置はやめましょ。

○ペーパータオルを活用し、蓋つきのゴミ箱を設置して、ゴミを密閉ましょ。

○個人用にタオルを準備するなど、従業員同士でのタオルの共有を避けましょ。

○海水浴場の運用に当たっては、ガイドラインに沿った対応を行う旨を、ホームページ・チラシ等で公表ましょ。

3 駐車場

- 料金収受は非接触となるよう工夫しましょう。(料金トレー利用等)
- 駐車場で密にならない工夫をしましょう。(駐車する車の間隔を少し広く設定、台数制限する、長時間の会話を控えていただくなどをアナウンスする)
- ▶【事例】駐車場の料金集金時に、代表者の氏名、連絡先等を聞き取る。

4 海水浴場入口

- 発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様には利用を自粛するよう呼びかけや掲示を行いましょう。
- 休憩所入口に手指の消毒設備を設置し、お客様に来場時の手指消毒をお願いしましょう。
- グループ・団体の来場については、休憩所の広さや定員を考慮し、分散しての休憩をお願いするなど、密にならないよう工夫しましょう。

5 接客

- 接客時には必ずマスクを着用しましょう。
- こまめな手洗い又は手指消毒といった手指衛生を徹底しましょう。
- 直接対面で接客するときは、可能な範囲でフィジカルディスタンスを確保しましょう。
- 料金収受は非接触となるよう工夫しましょう。(料金トレー利用等)

6 休憩所の受付業務

- 受付で手続き待ちのお客様が密集しないようにしましょう。
- ▶間隔を空けて並んでいただけるよう立ち位置を表示するなど対応を工夫しましょう。
- 使用後のロッカーの扉やカギ、貸し出し遊具などはその都度、消毒しましょう。
- 利用人数の制限を行うなど、休憩所や更衣室内でお客様が密集しないようにしましょう。
- お客様から体調不良の申し出があった場合は、同意を得た上で、お客様のかかりつけ医（かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合は受診相談センター、陽性者との接触歴や接触した可能性がある場合は各地区の保健所（接触者等相談センター））へ速やかに連絡し、その指示に従いましょう。

▶受診相談センター

受付時間	区分	連絡先		
9:00~17:15 ※土日祝日含む	電話	0120-567-492		
	FAX	0857-50-1033		
上記以外の時間	地区	東部	中部	西部
	電話	0857-22-8111	0858-23-3135	0859-31-0029

▶接触者等相談センター（時間外は受診相談センターに連絡）

地区	電話 (8:30~17:15)	ファクシミリ (平日8:30~17:15)
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625	0857-20-3962
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

7 更衣室・シャワー室

- 定期的に窓や扉を開けるなど、十分な換気を行きましょう。
- 定期的に水洗レバーやドアノブ等の手で触れる場所のアルコール消毒等を徹底しましょう。
 - ▶消毒用エタノール（濃度60～80%）の製品が市販されていますので、薄めずに布に含ませて、拭き取って使用してください。
 - ▶次亜塩素酸ナトリウム液を使用する場合は、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」を確認してください。
- 更衣室内の備品（荷物入れカゴ、椅子等）はこまめにアルコール消毒し、お客様も使用の際にアルコール消毒するよう掲示等でお願ひし、消毒用品を備え付けましょう。
- 出入口に手指の消毒設備を設置し、お客様に手指消毒を要請しましょう。
- 着替え服等の荷物が他の利用者の物と接触しないように掲示等でお願ひしましょう。
- 待っているお客様が密集しないようにしましょう。
 - ▶間隔を空けて並んでいただけるよう立ち位置を表示するなど対応を工夫しましょう。

8 トイレ

- 正しい手洗方法を掲示しましょう。
- 出入口に手指の消毒設備を設置し、お客様に手指消毒を要請しましょう。
- 日々、定時刻に手洗い場、便器、ドアノブ等の手で触れる場所のアルコール消毒等を徹底しましょう。
- 洋式トイレでは蓋を閉めて汚物を流すよう掲示しましょう。
- 待っているお客様が密集しないようにしましょう。
 - ▶間隔を空けて並んでいただけるよう立ち位置を表示するなど対応を工夫しましょう。

9 休憩所

- お客様にマスクを着用するよう呼びかけましょう。
 - ▶マスク着用の際は熱中症にも注意するよう呼びかけましょう。
- 出入口に手指の消毒設備を設置し、お客様に手指消毒を要請しましょう。
- フィジカルディスタンスを確保し、大きな声での会話は控えるよう注意書きを掲示しましょう。
 - ▶フィジカルディスタンスが取れないときは、ついたてなどを利用しましょう。
- 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒することを心がけましょう。

10 施設の清掃

- 清掃は、窓やドアを開けて十分に換気してから作業を開始しましょう。
- ドアノブ、スイッチ、シャワーのレバー、ロッカーなど、お客様がよく触れる部分は入念に拭き取り清掃、消毒しましょう。
- 清掃やゴミ箱などの回収、ゴミ出しを行う従業員は、マスクや手袋を着用しましょう。
- ゴミを回収し一時保管する場合は、ビニール袋に入れて密封保管しましょう。

11 食事提供

- 食事を提供する場合は、「飲食店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を参考にして、密とならないよう注意し、感染リスクを減らしましょう。
- 食器・箸等の取扱いを工夫しましょう（使い捨て容器等を利用する、机の上に置かずお客様ごとに提供する等。）
- 料金収受は非接触となるよう工夫しましょう。（料金トレー利用等）

12 砂浜・海の利用監視等

- 場内放送で、密を避けることや熱中症の予防などを周知しましょう。
 - ▶砂浜・海では大人数で遊ばないことを周知しましょう。
 - ▶【事例】密閉・密集・密接の回避及び熱中症予防のため、アナウンスや監視員による声かけを行う。
- 砂浜においてもフィジカルディスタンス（2メートル以上）を確保し、大きな声での会話は控えるよう注意書きを掲示しましょう。

令和3年度ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃の実施結果について

令和3年6月15日
水環境保全課

6月13日(日)に中海・宍道湖周辺の境港市、安来市及び出雲市の3市において、15回目となる中海・宍道湖一斉清掃を実施したので、その概要を報告する。

1 概要

中海・宍道湖一斉清掃は、ラムサール条約湿地登録(H17.11.18)を契機に、平成18年度から毎年6月の環境月間に合わせ鳥取・島根両県連携事業として実施している。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、開始式は行わず、清掃活動を実施した。

○一斉清掃(各市主催)

各市が地域の実情を踏まえて開催を判断し、開催にあたっては、中海・宍道湖一斉清掃新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアルによる基本的な感染防止策の周知徹底及び開催方法の変更により、十分な感染対策を講じた上で実施した。

湖 沼	自治体	時間	主な実施場所	参加人数 (人)	ゴミ収集量 (トン)
中 海	米子市	7:30~8:20 8:45~9:35	湊山公園親水護岸 ※荒天のため、中止	—	
	境港市	8:30~9:30	西工業団地	220	0.27
	安来市	8:00~10:00	安来港、十神山公園周辺、その他の湖岸等	390	0.20
宍道湖	松江市	新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、中止		—	
	出雲市	7:00~8:00	【斐川地域】斐川なぎさ公園周辺、宍道湖西岸なぎさ公園周辺(左岸排水機場)、新建川周辺(新田下排水機場)	298	0.52
		8:00~9:00	【平田地域】湖遊館周辺 ※荒天のため、中止	—	
合 計				908	0.99

(感染対策を踏まえた開催方法の変更)

- ・米子市：清掃時間を2つに分け、参加者を分散
- ・境港市：清掃箇所を2か所から1か所に絞り、参加者人数を縮小

2 主催等

- 主催 鳥取県、島根県、米子市、境港市、松江市、安来市、出雲市
国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所、中海・宍道湖・大山圏域市長会、宍道湖水環境改善協議会
- 協賛 中海漁業協同組合、宍道湖漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合境港支所、米子市漁業協同組合
- 後援 農林水産省中国四国農政局

【参考/境港市(西工業団地)】



鳥取県立大山駐車場指定管理者審査要項（案）及び審査スケジュールの概要等について

令和 3 年 6 月 1 5 日
西部総合事務所県民福祉局

令和 3 年度末で指定管理期間が満了する鳥取県立大山駐車場について、次期指定管理候補者の決定にあたっては、鳥取県立大山駐車場指定管理者審査要項（以下「審査要項」という。）を定めて審査することとしている。この度、審査要項（案）及び今後のスケジュールについて概要を報告する。

1 審査要項（案）の概要

審査要項（案）は、6月10日（木）に開催した令和3年度第1回鳥取県西部総合事務所県民福祉局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り承認されたものである。

（1）指名方式及び指定管理候補者

ア 指名方式

指名指定（根拠規程）鳥取県の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第6条、鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）第4条）

イ 指定管理候補者

一般社団法人大山観光局（平成18年度から令和3年度までの指定管理者）

<指名理由>

- ・県立大山駐車場は、登山客・スキー場来場者等の利用のみならず、催事会場として使用される等、大山地区の観光インフラとしての機能を合わせ持っている。
- ・大山開山1300年祭（H29～R1）を経て、スキー場に過度に依存しない年間を通した観光誘客促進や、新型コロナ禍での自然への関心の高まりなど、観光振興を取り巻く環境の変化に適合していく必要がある。
- ・地元、町と連携を図りながら更なる観光振興を図るためには、長年にわたり大山圏域の観光振興を担う大山観光局の経験・ノウハウを用いた観光振興業務と駐車場運営業務の一体的な実施が不可欠である。

※令和2年度審査委員会（R2.11.12開催）による「現行の指定管理者への指名指定の継続が適当」との意見を受けて指名指定を行うもの。

（2）指定管理期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

（3）指定管理者が行う業務

ア 業務の内容

- ・施設設備の維持管理、施設の利用許可、施設利用料の徴収及び利用制限等に関する業務
- ・施設の利用促進及び利用者への利便提供に係る業務 など

イ 管理の基準（基本的事項）

- ・利用時間、休場日、利用料金等は予め知事の承認を得て決定（利用料金は現行金額が上限）
- ・施設の利用許可・制限は、設置管理条例に基づいて行う。

（4）利用料金等の取扱い

- ・施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。
- ・なお、指定管理者は、利用料金等収入により業務を行うものとし、利用料金等の額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

（5）県への納入金（※今回変更あり）

指定管理者は、利用料金等収入のうち、それらに係る利息収入を控除した額に100分の12（現行100分の16）を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨て）を県に納入する。

<変更理由>

- ・現行の県への納付金率（16%）は、平成18年度の指定管理者制度導入にあたり当時の行政財産使用料を基に算出したものであるが、暖冬傾向による雪不足、スキー人口の減少、新型コロナ禍等、大山駐車場を取り巻く状況の変化により駐車場利用料金収入は減少傾向にある。
- ・このような状況を受け、現状に即した適正な納入金率等の設定を行うことにより、指定管理者による安定的かつ継続的な管理運営を確保することとし、収支均衡が保たれる率に改める。
- ・なお、駐車場利用料金は、スキーシーズン（例年12月～3月）のみ徴収している。

(6) 選定基準

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2項)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進等) ○管理の基準 (利用時間、休場日、利用料金の設定、個人情報保護、情報の公開 等) ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○団体の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定等、ISO14001・TEAS I種規格等の認証等、あいサポート企業等の認定等) ○当該施設の管理運営状況の実績評価

2 指定管理候補者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会において、面接審査等により指定管理候補者を選定する。

(2) 審査委員

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	高増 佳子	米子工業高等専門学校建築学科教授
税 理 士 等	後藤 洋次郎	後藤洋次郎税理士事務所所長
有 識 者	成瀬 以久	米子商工会議所女性会監事
	杉谷 伸一	地域自主組織まちづくり大山事務局長
県 職 員	齋尾 安広	西部総合事務所県民福祉局長

3 主な審査スケジュール (案)

- 令和3年度第1回審査委員会 (審査要項 (案) の審査)
 - 令和3年6月10日 (開催済)
- 審査要項の制定
 - 令和3年7月
- 指定管理候補者からの書類提出
 - 令和3年8月上旬
- 審査委員会 (候補者の選定)
 - 令和3年8月中旬 (指定管理候補者の面談審査を実施)
- 審査結果の通知・公表
 - 令和3年8月下旬
- 指定管理者の指定
 - 令和3年10月下旬 (9月定例会での議案議決を経て行う)

<参考>令和3年度第1回審査委員会における審査委員からの主な意見

- ・ スキーシーズンの週末・休日などは利用が多く、駐車場を利用する自動車が連なることがあるが、止まっている場所が坂道の場合にはドライバーとして不安を感じる。何らかの対応は考えられないか。
 - ⇒ 現在、博労座駐車場の融雪装置の延長工事中 (R1~3) であり、今年12月には供用開始予定である。完成後は、利用者により安心・安全に利用いただけることになる。
- ・ 新型コロナ禍の中で利用者を増やしていくためには、利用料金の値下げも検討に値するのではないか。
 - ⇒ 平成17年にグリーンシーズンの利用料金を無料化し、観光誘客の促進を図っている。一方、特に冬季は除雪費など多額の管理運営費が求められるため、持続可能な駐車場運営のためには一定程度の利用者負担が必要である。今後の利用促進については、県と指定管理者の双方で知恵を絞っていききたい。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和3年6月15日
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
くらしの安心局 住まいまらづくり課 (営繕課)	県営住宅緑町第二団地第三期住戸 改善工事(55-6棟)(建築)	鳥取市 立川町	やまこう建設株式会社 代表取締役社長 岡田 幸一郎	(当初契約額) 189,750,000円	令和2年9月25日 ～令和3年8月31日	(当初契約年月日) 令和2年9月24日	・現地調査結果に基づき外 壁補修等を増加したことによる 工事費の増
				(第1回変更契約額) 199,465,200円 〔 (変更額) 9,715,200円 〕	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和3年6月4日	